

# 被災した人への主な支援策



生活の復旧だけでなく、税や公共料金の減免、**工業者・農業者向けの助成などがあります。市ホームページで、支援制度一覧を公開しています。**

※水害時の支援策を掲載しています。支援の内容は、災害の規模や被害の状況で異なります。令和4年6月23日時点で制作

	支援名	対象者	支援内容	問い合わせ先
復旧支援	り災証明書の交付	市内の被災した住家	各種支援や制度の利用に必要なり災証明書・被災証明書の交付 ※浸水箇所などが分かる写真が必要	生活支援第1課・第2課 ☎ 0942・30・9023 FAX 0942・30・9710
	災害見舞金	住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯主	一定以上の災害を受けた場合に見舞金を支給	生活支援第1課・第2課 ☎ 0942・30・9023 FAX 0942・30・9710
	被災家屋の消毒	浸水被害に遭った住宅、100㎡までの店舗や事務所	浸水被害を受けた家屋の床下部分への消毒	環境保全課 ☎ 0942・30・9043 FAX 0942・30・9715
	被災住家の応急修理の支援	住家が準半壊以上の被害を受けた世帯	被害を受けた住宅に住むための応急修理に要する費用を支援	住宅政策課 ☎ 0942・30・9139 FAX 0942・30・9743
	災害ごみの処理	市内の被災した住家と事業所	災害ごみの受け入れ。搬入時に減免申請の記入が必要。上津クリーンセンターは燃やせるごみのみ。事業所は事前に問い合わせが必要	宮ノ陣クリーンセンター ☎ 0942・27・7490 FAX 0942・27・7491 上津クリーンセンター ☎ 0942・21・8201 FAX 0942・21・0302
税の減免・猶予	市税の減免や猶予	住家が床上浸水以上の被害を受けた人や市内の被災した事業所	個人市民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税の減免	市民税課 ☎ 0942・30・9008 FAX 0942・30・9753 資産税課 ☎ 0942・30・9013 FAX 0942・30・9753
		浸水被害を受けた人や事業所	被害の状況に応じた納付の猶予	税収納推進課 ☎ 0942・30・9006 FAX 0942・30・9753
	国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免	住家が床上浸水以上の被害を受けた人	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免、被害の状況に応じた納付の猶予	健康保険課 ☎ 0942・30・9030 FAX 0942・30・9751
	介護保険料の減免	住家が床上浸水以上の被害を受けた人	被害状況に応じた介護保険料の減免	介護保険課 ☎ 0942・30・9240 FAX 0942・36・6845
	国民年金保険料の免除	被害金額が財産のおおむね1/2以上のとき	国民年金保険料の免除	医療・年金課 ☎ 0942・30・9032 FAX 0942・30・9107
	保育料の減免	住家が床上浸水以上の被害を受けた人で、子どものための教育・保育給付認定を受けている保護者	保育料の減免	子ども保育課 ☎ 0942・30・9025 FAX 0942・30・9718
	応援	災害ボランティアの依頼	被災して自力では生活復旧が困難な世帯、事業所は除く	室内の清掃や使えなくなった家財の運び出しなど、生活環境の復旧

問い合わせ先 久留米市 防災対策課  
☎ 0942・30・9074、FAX 0942・30・9712  
令和4年7月発行